IFRS Developments

IASBが年次改善 2015-2017年サイクルを完了

重要ポイント

- ▶ 2017年12月、IASBはIFRS 年次改善2015-2017年サイ クルを公表した。この年次改 善には、4つの基準書の改訂 が含まれる。
- ▶ 改訂された基準書は、IFRS 第3号、IFRS 第11号、IAS 第12号及びIAS第23号で ある。
- ▶ これらの改訂は、2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年 度から適用される。

概要

国際会計基準審議会(以下、IASB)は、2017 年 12 月に IFRS 年次改善 2015-2017 年サイクルを公表した。この年次改善には、4 つの基準書及び関連する結論の根拠への改訂が含まれている。

改訂された基準書及び改訂の内容は以下のとおりである。

- ▶ IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」一従来保有していた共同営業に対する持分
- ► IAS 第 12 号「法人所得税」一資本に分類される金融商品に係る支払の法人所得税への影響
- ▶ IAS 第 23 号「借入コスト」 一資本化に適格な借入コスト

IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の改訂

これらの改訂により、以下に該当する場合に、従来保有していた共同営業(IFRS 第 3 号における事業の定義を満たす)に対する持分を公正価値で再測定すべきか否かが明確化された。

- ▶ 共同営業の当事者が共同営業に対する支配を獲得する(IFRS 第 3 号)
- ▶ 共同営業に参加する当事者(共同営業に対する共同支配を有していない)が共同営業に対する共同支配を獲得する(IFRS 第 11 号)

IFRS 第 3 号

共同営業の当事者が事業に該当する共同営業の支配を獲得する場合、当該当事者は、従来保有していた共同営業に対する持分を公正価値で再測定しなければならない。IASB は、支配を獲得する取引である場合、共同営業に対する持分の性質及び当該投資を取り巻く経済環境に重大な変更が生じていると考えている。そのような取引は、段階的に達成される企業結合として会計処理しなければならないことを明確化するために、IFRS 第 3 号に第 42A 項が追加された。



また、期中報告期間の末日において、翌会計年度以降に実現又は決済される繰延税金本改訂は、取得日が2019年1月1日以降の企業結合から適用される。早期適用は認められるが、その旨を開示する必要がある。

IFRS 第 11 号

共同営業に参加する当事者(共同営業に対する共同支配を有していない)が、IFRS 第 3 号における事業の定義を満たす共同営業に対する共同支配を獲得する場合、従来保有していた共同営業に対する持分を再測定してはならない。IASB は、そのような取引では共同営業に対する企業の持分の性質は変化するが、グループの範囲に変化が生じることはないと考えている。したがって、その点を明確化するために IFRS 第 11 号に B33CA 項が追加された。

本改訂は、2019 年 1 月 1 日以降に共同支配を獲得する取引から適用される。早期適用は認められるが、その旨を開示する必要がある。

IAS 第 12 号の改訂

IASB は、資本に分類される金融商品に関する支払が税金に及ぼす影響は純損益に認識すべきか、それとも資本に認識すべきかの明確化を求める要望を受けた。IASB は、配当が法人所得税に及ぼすすべての影響を、純損益、その他の包括利益、資本のいずれに認識すべきかは、配当を生じさせる分配可能な利益を創出する取引又は事象を企業が認識する場所によって決定されるということを明確化するために、IAS 第 12 号に第57A 項を追加し、第52B 項を削除した。

本改訂は2019年1月1日以後開始する事業年度から適用しなければならない。早期 適用は認められるが、その旨を開示する必要がある。改訂は、表示される直近の比較期 間の期首以降に認識する配当が法人所得税に及ぼす影響から適用しなければならない。

IAS 第 23 号の改訂

IAS 第 23 号の第 14 項は、企業が適格資産を取得するために使用した一般目的の借入の金額を算定する際に、適格資産を取得する目的で特別に行った借入を除外することを要求している。

IASB は、適格資産について意図した使用又は販売に向けた準備が整った時点で、適格資産に関連する特定借入の残高が一部が残っている場合、企業はその残高を一般目的借入の金額に含めることを明確化するために第 14 項を改訂した。

本改訂は、2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用しなければならない。早期適用は認められるが、その旨を開示する必要がある。

次のステップ

企業は、上記改訂を分析し、自社の会計方針又は開示に影響を及ぼすか否かを判断する必要がある。

弊社のコメント

年次改善のプロセスにおける改訂は、緊急ではなく影響が軽微な改訂であることが想定されている。しかしながら、企業によっては重要な影響が生じる可能性がある。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について 新日本有限責任監査法人は、EYメンバー ファームです。監査および保証業務をはじめ、 各種財務アドバイザリーを提供しています。 詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧くだ さい。

EYのIFRS(国際財務報告基準) グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2017 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.07026-174Gblの翻訳改訂版です。